

お客さま各位

越前信用金庫

## 未利用口座管理手数料の新設について

平素は格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、「未利用口座管理手数料」を新設し、令和3年1月1日（金）以降に新規開設いただく普通預金口座、および、貯蓄預金口座に導入させていただくことと致しました。

本手数料はあくまでも、令和3年1月1日以降に開設され、未利用の状態となった普通預金口座、および貯蓄預金口座に対する管理コストをご負担いただくものであり、常時の入出金や口座振替等でお取引されているお客さまの口座が対象となることはございません。

なお、普通預金口座には総合口座も含まれます。

### 1. 未利用口座管理手数料の詳細は、次のとおりとなります

以下の①～⑤を全て満たす普通預金口座（総合口座を含みます）、および、貯蓄預金口座を対象といたします。	
①	令和3年1月1日以降に開設された口座であること。
②	最後のお預入れまたは払戻し（当該口座へのお利息入金および未利用口座管理手数料の引落しは除きます）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用がない口座であること。
③	該当の口座の残高が1万円未満であること。
④	同一店舗にて他のお預かりの金融資産（定期性預金・投資信託・保険・国債等）のお取引がないこと。
⑤	同一店舗にてお借り入れがないこと。

※ 紛失などをご利用を停止されている口座も対象となります。

### 2. 未利用口座管理手数料のご案内について

- （1）お客さまの口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所にご案内をさせていただきます。（「ご案内」が延着または到達しなかった時でも通常到達したものとみなします）
- （2）ご案内後、一定期間（約3ヶ月）経過後もお取引が無い場合に、年間1,200円（消費税別）の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
- （3）翌年以降も口座の未利用状態が続く場合は手数料の対象となります。

### 3. 口座の自動解約について

- （1）残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった場合は、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、この口座を自動的に解約させていただきます。
- （2）なお、一部ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

#### 4. 普通預金規定等の改定について

未利用口座管理手数料の新設に伴い、普通預金規定等を下記のとおり改定させていただきます。本規定につきましては、改定後の令和3年1月1日以降に普通預金口座（総合口座を含みます）および貯蓄預金口座を開設されたお客さまから適用されます。

##### (1) 未利用口座管理手数料の改定の対象となる預金規定

- ①普通預金（決済普通預金（無利息型）を含む）規定
- ②総合口座取引（決済普通預金（無利息型）を含む）規定
- ③貯蓄預金規定

##### (2) 規定改定日

令和3年1月1日（金）

##### (3) 改定内容

普通預金（決済普通預金（無利息型）を含む）規定に以下の条項を新設いたします。

なお、総合口座取引（決済普通預金（無利息型）を含む）規定、および貯蓄預金規定についても同様の改定を行います。

<普通預金（決済普通預金（無利息型）を含む）規定> 抜粋

##### 7. (未利用口座管理手数料) 新設

(1) 次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料(以下、本条において「手数料」といいます)をいただきます。

- ① 令和3年1月1日以降に開設された普通預金口座(総合口座を含みます)であること
- ② 預入れまたは払戻し(利息の組入れおよび手数料の引落しを除きます)の利用が2年以上一度もないこと
- ③ 預金残高が1万円未満であること
- ④ 同一店舗において、定期性預金・投資信託・保険・国債などの預かり金融資産のお取引がないこと
- ⑤ 同一店舗において、借入れがないこと

(2) 前項すべての条件に該当した場合、口座名義人に対しお届けの住所にご案内文書を送付します。ご案内文書の送付後、3ヶ月経過後においてもお取引がないときは、当該口座から、払戻請求書等によらず、手数料を引落します。なお、翌年以降も未利用の状態が継続する場合は、同様に手数料を引落します。

(3) 手数料の引落しに際し、口座残高が不足する場合は、その残高を手数料の一部として充当したうえで、通知することなく当金庫所定の方法により当該口座を解約することができるものとします。この場合、手数料の不足分を別途いただくことはいたしません。

(4) ご負担いただいた手数料の返却および解約した口座の再利用には応じられません。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上